2/17

支援金申請 30回突き返されたが

業者「不備ループ」に勝つ

民商と共産党の支援を力に

国のコロナ支援金を何回申請しても不備で書類を突き返される「不備ループ」が多くの中小業者を苦しめています。その中で5カ月間あきらめずにたたかい続けて1月、月次支援金（昨年4～10月分）を勝ち取った男性がいます。（大串昌義）

東京・葛飾 軽貨物業のYさん

「民主商工会（民商）や日本共産党国会議員のおかげです。苦しい時の10万円は100万円の価値がある」

こう喜ぶのは、東京都葛飾区の軽貨物業、Yさん（72）です。業者に登録して依頼があれば羽田空港や東京駅の利用客の荷物を、ホテルから空港、駅へ運ぶトランスポーターの仕事を4年前から個人でしています。

修正や資料付加 くりかえしても

コロナ禍になる前、外国人をはじめとした観光客数が最高潮に達し、1日に100～200ケースの注文が入り、軽貨物車4～5台で稼働していました。

ところが、新型コロナの緊急事態宣言が全国に拡大された2020年4月、ほぼ休業状態に。最古参のYさんが1人残ることになりました。

「転職すれば二度とこの仕事に戻れない」。スポット受注で1日3時間、月収は3分の1以下に落ち込みました。毎日スマートフォンの注文画面を気にしながら、休みも取れないような日々。妻の年金や緊急小口資金で生計を立てていました。

前年に持続化給付金、翌21年に一時支援金が給付されましたが、仕事も増えず苦しい日々が続きました。

そんななか知り合いの税理士から月次支援金の話を聞いて、わらにもすがる気持ちで5月に申請しました。

しかし、申請後まもなく「不備メール」が届きました。修正や追加資料などを付けて再申請。しかし再び不備メールが返ってきました。請求額や台帳、取引記録などの資料を要求され、数日、時には徹夜で作り上げて申請。また不備メールが来ることが30回近くも繰り返され、ノイローゼになりそうでした。

7月のある日、通りがかった地元の駅前で日本共産党区議候補の片岡ちとせさんと地域支部の人たち5、6人が街頭でコロナ対策を訴えていました。訴えが終わるや否や話しかけ、支援金の申請で悩んでいること、申請代行で多額の手数料を取る業者に腹を立てていることなどを相談。聞いてくれた男性から葛飾民主商工会を紹介されました。

翌日、葛飾民商に電話すると、小林留子事務局長から「いつでも事務所に来てください」と言われ、「葛飾民商という強い味方がついてくれた」と安心しました。

早速民商のメンバーはパソコンで修正や再申請に対応。不備メールが来るたびに小林さんも相談に乗り支援してくれました。

月次支援金のコールセンターは、事情を聞いてほしいと訴えても「聞けません」「締め切りました」と冷たく、揚げ句の果てにガシャリと電話を切ることもありました。何度も「あきらめようか」と思いましたが、小林さんから「あきらめないで頑張りましょう。私もできる限りのことはするから」と励まされ、申請を続けました。

期限前倒しされ 撤回求めて交渉

ところが、4、5、6、10月分の申請期限12月17日が11日に一方的に前倒しされていることが判明。民商メンバーと2人で申請サポートセンターへ行き、撤回するよう何時間も交渉しました。同時に小林さんは、日本共産党の笠井亮衆院議員事務所に相談。笠井事務所が中小企業庁に問い合わせ、期限の前倒しをやめるよう求めると同25日に延長されました。Yさんは「本当に泣きたい気持ちでたまらなくなっていたのでうれしかった」と明かします。

23日に再び申請。いつも1、2日後に来ていた不備メールも来なくなり、不安の中、年を越しました。

今年に入っても状況が変わらず、民商が笠井事務所を通じて再び問い合わせ。1月14日、ずっと申請マイページで「審査中」だったのが「振込手続き中」へ変わりました。翌日、4～10月分の支援金が入金されました。マイページを一緒に見ていた小林さんをはじめ事務所にいた民商婦人部の人たちも一緒になって喜びました。「心が折れそうになることもありましたが、粘り強くたたかってよかった」とYさん。

Yさんの妻は「仲間のことをわが事のように心配してくれる、このような人たちと出会えたのも何かの縁。この4年間あなたが年末年始も休まず働いていたのを神様が見ていてくれたのよ」と語りました。

政治に対する見方も変わり、「選挙に1人くらい行っても変わらないだろう」と思っていたYさんは都議選や同区長・区議選で人生初の投票に行きました。支援してくれた共産党が伸びてほしいと友人たちにも電話をかけ、応えてくれた人も多くいました。

小林事務局長は「民商が業者の誰一人も路頭に迷わせないと頑張り、給付を勝ち取ることができました。こんなに時間がかかっていたら、商売を続けていけなくなる人がたくさん出てきます。救済どころか困らせて追い込んでいるのは許せない」と語ります。

Yさんは「人生は人と人との出会いで決まるものといいますが、その言葉が思い起こされる半年でした。この出会いに感謝しています」と語ります。同時に「国は苦しんでいるすべての中小業者に、速やかに支援金を給付してほしい」と力を込めます。

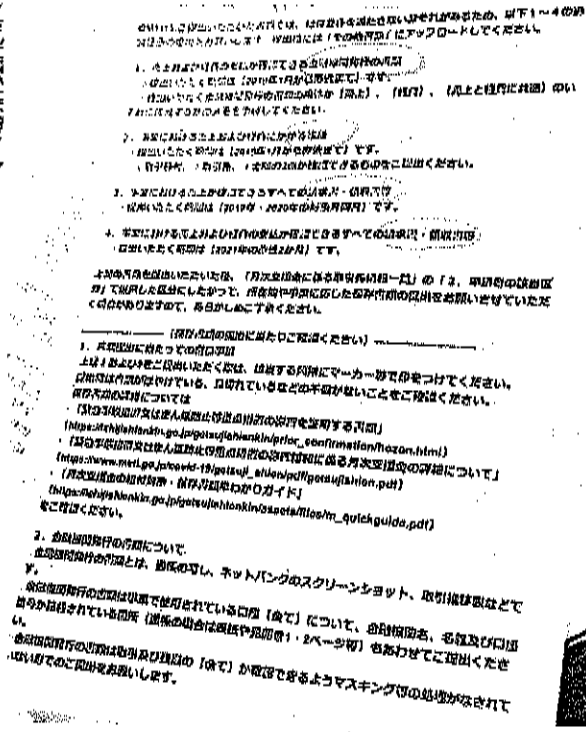

1．共通提出に当たっての留意事項

「月次支援金の給付対象・保存書類早わかりガイド」
（https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/assets/files/m_quickguide.pdf）
をご確認ください。

2．金融機関発行の書類について。
金融機関発行の書類とは、通帳の写し、ネットバンクのスクリーンショット、取引推移表などです。
金融機関発行の書類は現在使用されている口座［全て］について、金融機関名、名義及び口座番号が記載されている箇所（通帳の場合は表紙や見開き1・2ページ目）もあわせてご提出ください。
金融機関発行の書類は取引及び残高の［全て］が確認できるようマスキング等の処理がなされていない形でのご提出をお願いします。

Yさんに届いた不備メール

月次支援金を勝ち取り喜ぶYさん（前列中央）と小林事務局長（同右）ら葛飾民商の人たち＝1月13日、東京都葛飾区